

令和5年5月2日

与教学第265号

各幼小中学校 保護者 殿

与那原町教育委員会

教育長 垣花 英正

(公印省略)

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素より、本町の教育行政へのご理解及び新型コロナウイルス感染症防止対策にご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。さて、みだしの件について、国・県からの通知に伴い見直しが行われます。

つきましては、本町においても下記の通知に準じた対応を各学校で行いますのでお知らせいたします。

記

1 学校において平時から行われる感染症対策について

(1) 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握 ※毎日の体温チェックの提出は必要ありません

(2) 適切な換気の確保

(3) 児童生徒等への指導 「持ち物（清潔なハンカチ・ティッシュ等）、手指衛生、咳エチケット等」

2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について（学校保健安全法施行規則より）

発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまでを基準とします。

※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

3 学校で感染者が確認された場合の対応について

学校で児童生徒等の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとります。

4 診断の出ていない児童生徒等への対応について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼びかけを行います。ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

以上

「関係通知等」

○5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）[教保第171号 2023.4.28]

○学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）

[本件担当] 与那原町教育委員会

TEL 098-945-2361 呉屋武志

5月8日以降の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

文部科学省初等中等教育局長から、新型コロナウイルス感染症対策の見直しの通知があり、令和5年5月8日付けで5類感染症に移行しました。

つきましては、下記のとおり児童・保護者の皆様のご理解と、ご協力をお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の基準について

(発症日又は検体採取日を0日目として)

(1) 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

(2) 無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに下熱し、かつ呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にあることを指します。

※5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や咽の痛みなどの症状が軽快して24時間程度経過するまでは、登校を控え様子を見てください。その期間は出席停止とします。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、感染させる可能性があることから、不織布マスクを着用するなど、周りの方へ感染させないよう配慮をお願いします。

2 濃厚接触者の取り扱いについて

5類感染症に移行したことから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。

3 家族が新型コロナウイルスに感染した場合について

登校することは可能です。ただし、新型コロナウイルスに感染した方の発症日を0日目として、特に5日間は体調に注意してください。また、7日目までは発症する可能性があります。

※周囲への配慮（感染させる可能性がある等）の理由で学校を休む場合、これまでは出席停止扱いでしたが、5月8日以降は事故欠席扱いになります。

4 発熱や咳などがある児童への対応について

軽微な症状があることを理由に登校を一律に制限しませんが、発熱や咽頭痛、咳など、普段と異なる症状がある場合には、無理せず自宅で療養してください。（病欠扱いになります）

※新型コロナウイルス陽性と判明した場合には、遡って出席停止となります。

5 感染不安による欠席について

感染不安により学校を休む場合は、事故欠席になります。ただし、同居家族、児童に基礎疾患等があるといった合理的な理由があると学校長が認めた場合には、出席停止として取り扱います。

6 医療機関・保健所からの証明書の取得について

本校の「新型コロナウイルス感染症出席停止解除願い」の提出をもって登校可能とします。
医療機関や保健所が発行する陰性証明や診断書等は必要ありません。